第四条第四項		
債権の譲渡に係る第十条第一項第二号又は第三号に掲げる事由に基づいてされた債権譲渡登記	第四百六十八条第一項並びに第四百六十九条第一項及び第二項	質権の設定に係る第十条第一項第二号又は第三号に掲げる事由に基づいてされた質権設定登記
		第四百六十八条第一項
		において
		第十四条第一項において準用する同法第四条第四項
		質権者
		とあるのは「質権設定者
第五条第一項	債権譲渡登記	質権設定登記
	第七条から第十一条まで及び第十二条第二項	第八条、第九条、第十条（第二項を除く。）、第十条の三第一項及び第三項、第十条の四、第十一条並びに第十二条第二項
第五条第二項及び第六条	債権譲渡登記	質権設定登記
第六条第一号	第七条から第十一条まで及び第十二条第二項	第八条、第九条、第十条（第二項を除く。）、第十条の三第一項及び第三項、第十条の四、第十一条並びに第十二条第二項
第八条の見出し	債権譲渡登記	質権設定登記
第八条第二項	債権譲渡登記は	質権設定登記は
第八条第二項第一号	前条第二項第一号から第四号まで、第八号及び第九号に掲げる事項	質権設定者の商号又は名称及び本店又は主たる事務所、当初質権者（質権者であって、債権譲渡登記ファイルに最初に記録されるものをいう。

		第八条第二項第二号	債権譲渡登記の登記原因及びその日付
		第八条第二項第三号	譲渡する
		第八条第二項第五号	債権譲渡登記
		第八条第四項	債権譲渡登記
			譲受人
			譲渡をし
		第八条第五項	債権譲渡登記
			譲受人
			譲渡をし
			第四百六十七条
		第八条第六項	登記原因を譲渡担保とする債権譲渡登記
		第八条第六項第一号	債権譲渡担保権者（譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律第二条第十四号に規定する債権譲渡担保権者をいう。以下この項及び次条第一項において同じ。）
		第八条第六項第二号及び第三号	債権譲渡担保権者
		第九条第一項	譲受人（譲渡担保権者（動産譲渡担保権者又は債権譲渡担保権者をいう。以下同じ。）が登記されている場合にあっては、当該譲渡担保権者。次条第一項において同じ。）
以下この項において同じ。）の氏名及び住所（法人にあっては、商号又は名称及び本店又は主たる事務所）、質権設定者又は当初質権者の本店又は主たる事務所が外国にあるときは日本における営業所又は事務所、質権設定者又は当初質権者が会社法人等番号（商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第七条（他の法令において準用する場合を含む。）に規定する会社法人等番号をいう。）を有する法人であるときは当該法人の会社法人等番号、登記番号並びに登記の年月日	債権譲渡登記の登記原因及びその日付並びに被担保債権の額又は価格	目的として質権を設定する	質権設定登記
			質権者
			質権を設定し
			質権設定登記
			質権者
			質権を設定し
			質権設定登記
			第三百六十四条の規定によりその規定に従うこととされる同法第四百六十七条
			質権設定登記
			質権者
			債権譲渡担保権者
			質権者
			債権譲渡登記